

平成25年度 厚生労働省家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成24年度予算額) (平成25年度予算案額)
287,561百万円 → 298,109百万円

1. 社会的養護の充実	94,149百万円 → 96,741百万円
(うち、児童入所施設措置費	89,281百万円 → 90,788百万円)

(1) 施設における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※参考 平成24年度補正予算案において410百万円を計上（施設整備費）

(2) 里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。

○里親支援機関事業の推進

里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

(3) 被虐待児童等への支援の充実

○受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。

○母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実

心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設

これまで安心こども基金において行ってきた、各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施を支援する、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を当初予算で実施する。

（4）要保護児童の自立支援の充実

○中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、現在、高校生に対して資格取得等のための講習等を受ける費用を支給している資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。

○自立援助ホームの設置推進

児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。

○児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設

これまで安心こども基金において行ってきた、職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を当初予算で実施する。

2. 母子家庭等自立支援対策・DV対策の推進

194,682百万円 → 204,205百万円

（1）母子家庭等の就業支援策等の推進

15,141百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。就業支援講習会等事業、在宅就業推進事業について、新たに父子家庭の父を対象に加える。

○母子自立支援プログラム策定等事業

個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成課程の修了後に入学支援修了一時金を支給する。

これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを平成25年度から当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図るとともに、平成25年度入学生から、支給期間の上限を2年（※）とし、また、新たに父子家庭の父を対象に加える。

（※）修学期間が3年の場合は、3年目を母子寡婦福祉貸付金により支援を行う。

○自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する事業について、新たに父子家庭の父を対象に加える。

○マザーズハローワーク事業の拡充

事業拠点の増設（173か所→177か所）等、マザーズハローワーク事業を拡充する。（職業安定局予算に計上）

○在宅就業の支援

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

（2）養育費確保策の推進等

○養育費相談支援センター事業

57百万円

養育費相談支援センターで、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

（3）子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

○ひとり親家庭生活支援事業

相談支援、生活支援講習会、児童への訪問援助や学習支援等により、ひとり親家庭の生活の支援を図る。

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等で、児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。
(平成25年度より安心こども基金において実施)

(4) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 182,286百万円

○児童扶養手当

177,246百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(5) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

5,740百万円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。